

北海道建築基準法施行条例の改正(素案)の意見募集結果

令和元年8月9日

意見の概要	意見に対する道の考え方※
ご意見等はありませんでした。	

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先
建設部住宅局建築指導課(建築基準グループ)
電話 011-204-5578
内線 29-475